

○文部科学省令第十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）の一部及び地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百五十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「義務教育学校」の下に「市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の設置する小学校、中学校及び義務教育学校を含む。第七条において同じ。」を加える。

第十七条中「都道府県の教育委員会」の下に「又は都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の理事長」を、「市町村の教育委員会」の下に「又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長」を、「当該都道府県」の下に「又は当該都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人」を加える。

第十九条中「市町村」の下に「市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。」を加える。

第六十一条中「教育委員会」の下に「公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長」を加える。

第六十三条中「教育委員会」の下に「公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長」を加える。

第九十条第五項中「の高等学校」の下に「公立大学法人の設置する高等学校を除く。」を加える。

第九十七条中「第六十一条中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（公立大学法人の設置する高等学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）」とを削る。

第九十九条中「市町村」の下に「市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。」を加える。

第九十九条中「市町村」の下に「市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。」を加える。

第九十九条中「市町村」の下に「市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。」を加える。

第九十九条中「市町村」の下に「市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。」を加える。

第九十九条中「市町村」の下に「市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。」を加える。

第九十九条中「市町村」の下に「市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。」を加える。

第九十九条中「市町村」の下に「市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。」を加える。

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）
第六十八条第一項の表公立の専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園の長の項の次に次のように加える。

公立大学法人の設置する専修学校及び幼保連携型認定こども園の長
前条第一項第一号の事項

第六条第二項第三号中「都道府県立学校（大学及び高等専門学校を除く。）を「都道府県立の学校（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の設置する学校を含む。大学及び高等専門学校を除く。）に、「市町村立及び」を「市町村立の高等学校及び中等教育学校（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校及び中等教育学校を含む。）の長並びに」に改め、同項第五号中「市町村立及び私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園の長並びに私立のこれらの学校の設置者（これらの学校を「市町村立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等及び各種学校」という。）の長並びに市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、専修学校及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の長並びに私立の幼稚園等及び各種学校」に改める。

第八条の表都道府県知事の項中「設立団体である」を「単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する」に、「大学又は大学及び高等専門学校が廃止され、かつ、当該大学又は大学及び高等専門学校を「学校」が廃止され、かつ、当該学校」に改め、「解散されたとき」の下に「（令別表第四の一の項第三欄第一号の規定により都道府県知事が指定した者がある場合を除く。市町村長の項において同じ。）」を加え、「当該大学」を「当該学校のうち、幼稚園、小学校、特別支援学校（幼稚園又は小学校を置く学校に限る。）、専修学校及び幼保連携型認定こども園について第五条第一項第一号の事項、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（中学校又は高等部を置く学校に限る。）について第五条第一項第一号の事項、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（中学校又は高等部を置く学校に限る。）について第五条第一項第一号、第二号及び第六号の事項並びに大学」に改め、「都道府県を設立団体に含む場合を除く。」を削り、「大学又は大学及び高等専門学校が廃止され、かつ、当該大学又は大学及び高等専門学校」を「学校が廃止され、かつ、当該学校」に、「当該大学」を「当該学校のうち、幼稚園、小学校、特別支援学校（幼稚園又は小学校を置く学校に限る。）、専修学校及び幼保連携型認定こども園について第五条第一項第一号の事項、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（中学校又は高等部を置く学校に限る。）について第五条第一項第一号、第二号及び第六号の事項並びに大学」に改める。

第九条第一項の表学校調査の項中「公立及び私立の高等学校及び中等教育学校」を「公立の高等学校及び中等教育学校（公立大学法人の設置する学校を含む。通信制の課程のみを置く高等学校及び中等教育学校を除く。）並びに私立のこれらの学校」に、「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園」を「幼稚園等及び各種学校並びに都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の設置する幼稚園等」に改め、同表卒業後の状況調査の項中「公立及び私立の高等学校及び中等教育学校」を「公立の高等学校及び中等教育学校（公立大学法人の設置する学校を含む。）並びに私立のこれらの学校」に改め、「特別支援学校（の）の下に「都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の設置する学校を含む。特別支援学校については」を加え、同条第二項の表学校調査の項中「市町村立及び」を「市町村立の幼稚園等及び各種学校並びに市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する幼稚園等並びに」に、「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園」を「幼稚園等及び各種学校」に改め、同表卒業後の状況調査の項中「市町村立及び」を「市町村立の中学校、義務教育学校及び特別支援学校（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する学校を含む。特別支援学校については）は」に改め、同項中「市町村立及び」を「市町村立の中学校、義務教育学校及び特別支援学校（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する学校を含む。特別支援学校については）は」に改める。